

川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例（平成16年条例第10号。以下「条例」という。）及び川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例施行規則（平成16年規則第32号。以下「規則」という。）の施行に関し、要する経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、条例第3条に基づく指定団体に対して交付するものとする。

2 補助金等の交付対象となる補助事業は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に指定団体が行う事業とし、対象となる経費は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 市長は、指定団体に対し、別表に掲げる補助対象経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の申請)

第4条 指定団体は、補助金の交付申請にあたり、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 資金収支予算書
- (4) 定款
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、交付する補助金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付決定通知書兼指令書（第2号様式）により指定団体に通知する。

(交付方法)

第6条 交付方法は、指定団体の運営資金等の状況により必要と認められる場合は、概算払いとすることができるものとする。

2 市長は、補助金の交付にあたり、当該年度中に分割して交付することができるものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第7条 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ指定団体が補助事業等に係る物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき
- (2) その他市長が必要と認めるとき

(実績報告)

第8条 指定団体は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金交付決定日の属する市の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、

次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市高齢者外出支援乗車事業実績報告書（第3号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) 発注実績報告書（第5号様式）
- (4) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第6号様式）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 指定団体は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は指定団体に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）の変更がないことの誓約書（第7号様式）を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第7条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告書等を受領したときは、内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは、第3条に規定する補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金額確定通知書（第4号様式）により指定団体に通知する。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号又は第8条の規定に違反したとき。
- (4) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第9条の規定により補助金の額を確定し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第12条 指定団体は、事業の執行にあたっては、経理に係る帳簿及び関係書類を整え、常に整備しなければならない。

2 指定団体は、前項に規定する収支の証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する年の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（調査及び監査）

第13条 市長は、必要に応じて、指定団体に対して関係書類の提出及び報告を求め、事

業内容を監査できるものとする。

(協議事項)

第14条 指定団体が条例及び規則に基づいて実施する事業及び補助金に関する事項について、疑義が生じたときは、市及び指定団体が協議の上、これを定めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 2 条及び第 3 条関係）

| | |
|--------|---|
| 補助対象経費 | 運賃補填金、消費税相当分、給料手当、福利厚生費、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料、賃借料、雑費 |
|--------|---|

第1号様式

番 号

年 月 日

川崎市長 様

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

会長名 印

年度川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付申請書

標記について、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請金額

金 円

2 添付書類

- (1) 年度社会福祉法人川崎市社会福祉協議会事業計画書
- (2) 年度社会福祉法人川崎市社会福祉協議会収支予算書
- (3) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会定款

第2号様式

川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付決定通知書兼指令書

川崎市指令健高在 第 号

住所

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

会長名

年 月 日付け 川社第 号をもって交付申請のあった 年度川崎市高齢者
外出支援乗車事業補助金については、次の条件を付けて、 円を交付する。

年 月 日

川崎市長

- 1 この補助金は、 年度川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付要綱別表に掲げる補助対象経費に充当することとし、他の目的に支出しないこと。
- 2 補助金の交付は4期に分け、 年度4月期に 円、 年度7月期に 円、
年度10月期に 円、 年度1月期に 円を交付する。
- 3 補助金の用途を明確にし、証拠書類及び関係帳簿を常に整備しておくこと。
- 4 精算時における消費税の納付税額について、課税仕入に係る消費税を差し引いた金額を算出し、又、消費税法に基づく特定収入割合が5%未満となり消費税の還付を受けた場合には、還付相当額に充当した補助金を返還すること。
- 5 前項に違反した場合又は清算の結果この補助金に残額が生じた場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命じることがあること。
- 6 年度終了後、この補助金に関する川崎市高齢者外出支援乗車事業実績報告書を速やかに提出すること。

第3号様式

番 号

年 月 日

川崎市長 様

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

会長名 印

年度川崎市高齢者外出支援乗車事業実績報告書

年度川崎市高齢者外出支援乗車事業の実績について、関係書類を添えて報告いたします。

1 添付書類

- (1) 年度川崎市高齢者外出支援乗車事業報告書
- (2) 年度川崎市高齢者外出支援乗車事業金額確定報告書
- (3) 年度川崎市高齢者外出支援乗車事業金額確定報告書（事業費詳細）

第4号様式

年度川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金額確定通知書

住所

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

会長名

年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度川崎市高齢者外出支援乗車事業については、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものと認め、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

1 補助金交付確定額

金 円

2 精算額

| | |
|------------------|---|
| (1) 補助金(当初申請)額 | 円 |
| (2) 補助金交付確定額 | 円 |
| (3) 精算額(1) - (2) | 円 |

年 月 日

川崎市長

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

 団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付要綱第8条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

| | 契約日 | 契約種別 (工事、委託、物品) | 契約名称 | 業者名 | 市内中小 の別 | 契約金額 |
|----|-----|--------------------|------|-----|------------|------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| | | | | | 合計 | |

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

| | |
|-----------------|---|
| 市内中小企業者による見積書 | 通 |
| 市内中小企業者以外による見積書 | 通 |

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

| | |
|--|---|
| | (1) 市内中小企業者で取扱いがない |
| | (2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない |
| | (3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない |
| | (4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある |
| | (5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの |
| | (6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載） |

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市高齢者外出支援乗車事業補助金交付要綱第8条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

印

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）